

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松前町	昌農内	令和3年3月17日	平成26年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	39.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28.9ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	19.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.6ha
(備考)	

注1:③の「71才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地区は、圃場状態・水利状況が良好なため、中心経営体はもちろん各農家の耕作意欲も高く入作希望も多い。したがって耕作放棄地などが発生する恐れは少ないが、1ha前後の中小耕作者の農地をどう集積していくかが課題となる。また、中心経営体の高齢化も問題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後新たに発生する貸付け希望については、中心経営体に農地を集積していく。

中小耕作者の農地集約については、高齢でも耕作意欲が高く、また、後継者が確保できている場合が多いので、共同機械利用組合的な集落営農組織を立ち上げ、その下に集約化を図っていく。但し、その試みは、何度も失敗しているので、その反省を踏まえつつ一歩ずつ確実に進めていきたい。

中心経営体の高齢化対策として、法人にあっては中小耕作者の後継者・新規就農希望者などを構成員として取り込み、組織の若返りを図っていく。また、個人にあっては早い時期に後継者の育成を図ってきたい。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻・麦	3.2 ha	水稻・麦	3.2 ha	昌農内集落
認農	B	水稻・野菜	4.3 ha	水稻・野菜	4.3 ha	昌農内集落
認農	C	水稻・麦	0.4 ha	水稻・麦	0.4 ha	昌農内集落
認農法	D	水稻・麦	1.5 ha	水稻・麦	2.7 ha	昌農内集落
認農法	E	麦・水稻	7.4 ha	麦・水稻	9.5 ha	昌農内集落
	F	水稻・野菜	1.0 ha	水稻・野菜	1.3 ha	昌農内集落
計	6人		17.8 ha		21.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■農地の貸付けについて

現在の農地の貸付実情は口約束のような形で貸付て耕作している場合が多い。今後は、中心経営体等と正式に利用権設定を行い集約化して行きたい。

■地域の農業の発展に向けた取組について

中心経営体の個人については収益性の高い野菜・花卉を中心とした経営とし、米麦については、中心経営体の法人に委託する形で進めて行きたい。

■人材確保への取組について

新規就農希望者は、まず、中心経営体の法人の構成員として取り込んで行きたい。特に、認定新規就農者は積極的に受け入れて行きたい。中心経営体の個人については、早い時期から後継者の教育・育成に努めたい。

■鳥獣被害防止対策の取組について

最近特にスクミリンゴガイの被害が目立つようになっている。農林水産省「スクミリンゴガイ防除対策マニュアル(移植水稻)」に基づき地域全体で対策を実施して行きたい。

■その他の取組について

当地域においては、昌農内環境保全会が多面的機能支払交付金制度を活用し、水路等の農業施設の保全を行なっている。今後とも保全会とともに農業環境を維持・管理して行きたい。